第A114002号

2021年10月2日

学生会館委員会

公示

「会議室・音楽練習室・和室使用規程」第2条を以下のように改正する。

第1章 総則

第2条（定義）  
1 この規程において「会議室」とは、学生会館の101号室、210号室、211号室、213号室、215号室及び第1集会室並びにキャンパスプラザの第1会議室、第2会議室、第3会議室及び第4会議室をいう。  
2 この規程において「音楽練習室」とは、学生会館の第1音楽練習室、第2音楽練習室、第3音楽練習室、第4音楽練習室及び第5音楽練習室並びにキャンパスプラザの第6音楽練習室、第7音楽練習室、第8音楽練習室及び第9音楽練習室をいう。  
3 この規程において「和室」とは、学生会館の和室をいう。

以上